

平成 23 年第 3 回定例会 建設常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

今回お示しをいただきました神奈川県住生活基本計画の改定素案について何点か伺っていきたくと思います。

前回の委員会の質疑の中で、今回の新しい観点として居住コミュニティの創出・再生に向けた住まい・まちづくりということを御説明いただきましたけれども、これまでの現行計画と比較して、その他、これまでやってきた様々な施策について、一体どういう現状になっているのかという検証も踏まえなければいけないと思いますので、その観点で何点か質問したいと思います。

実際に現行計画と新しい改定素案を見比べてみますと、単純な新旧対照というものはなかなか難しいぐらいに新しい観点、また考え方が盛り込まれていて、大変御苦労されたのかと思います。その中で、住宅の量というものが、今後の人口ピーク時においても充足しているという考え方が貫かれています。その一つの根拠というのが、今、相当数の空き家がありますので、住宅の戸数は足りているというような考え方は、神奈川県だけではなく国もそういう考え方に基づいていると思います。空き家対策において、頂いた資料を見ますと微増というような感じですがそれでも増えている。この空き家対策は、これまでどういった対策を講じてきたのか、また今後どのようにしていくのかをお伺いしたいと思います。

住宅計画課長

これまでの空き家対策といたしましては、人口が減少している一部の自治体におきまして、空き家情報の提供ですとか相談やあっせんを実施しております。また、先進的な取組といたしまして、戸建ての分譲団地でございます栄区の庄戸地区などにおきまして、地域住民が団地内の空き家を借り上げまして、地域の交流サロンとして子育て支援でありますとか、多世代交流などを行っているといった事例もございます。県ではこれまで、こうした事例を収集いたしまして、広く県民に情報を提供するとともに、まちづくりの担い手を養成する研修講座などに取り組んできたところでございます。

今後といたしましては、これまでの取組に加えまして、一つは多世代近居のモデル地区におきまして具体の事例に取り組み、全県の空き家対策に広げていく仕組みづくりをしたいと考えているところでございます。

小野寺

今の栄区の事例などもありましたけれども、例えば戸建て住宅の空き家は、私達も市街地を歩いていますと随分目立つようになってきました。そういった空き家は、それなりに優良な住宅ストックだと思いますので、できるだけ流通に乗せていくということがすごく大事なんだと思いますけれども、一方で空き家が多

いと言われているわけですがけれども、その中身を見ると、いわゆる最低居住水準未満の利用不適住宅も相当数ある。あるいは、なかなか今の居住水準を満たさないために、入居者を実際に募集していないアパートもかなりある。また、入居者を募集しているにもかかわらず、なかなか人が入らないといったものも相当多いというように聞いているんですけれども、その辺りの数字というのは具体的に神奈川県として把握されていますか。

住宅計画課長

計画素案の中では、平成 20 年に行いました住宅土地統計調査に基づきまして、空き家の総数を約 12 万戸と置いてございます。このうち建物が傷んでいるものというのが、その統計の中では約 3 割弱に当たります 3 万 2,600 戸という数字になっております。傷んでいない空き家としての住宅が 8 万 3,600 戸という数字でございます。これが、戸建てと共同住宅等に内訳が分かれておりまして、戸建てにつきましては全体の空き家で約 5 万戸、共同住宅については 6 万 2,000 戸といったような内訳になってございます。

小野寺

相当数が傷んでいるのが、どの程度なのか分かりませんが、12 万戸のうち 3 万 2,600 戸が痛んだ住宅ということです。空き家の問題というのは先ほど申し上げたように、一方では流通させられるように何か施策をとるのが大事だろうと思いますし、また空き家が相当数発生しているから住宅は足りているけれども、言い方を気を付けなければいけないかもしれませんが、実際にはとても住めるような家ではないというような住宅が空いているということもあるわけですから、現状で、神奈川県の県営住宅も平均倍率は 10 倍を超えているということも考えても、余り量が十分であるとか充足しているという考え方は、なかなか難しいと思っています。

次に、新しい計画素案の中に、年収 300 万円未満の低額所得者が増大しているということが書かれています。こうした低額所得者対策として、今回、具体的にどのような対策をこれから図ろうとしているのかお聞きしたいと思います。

住宅計画課長

低額所得者の住宅対策といたしましては、計画素案の中の基本方向 1 の、安全・安心な住まい・まちづくりの中に重層的な住宅セーフティネットとして機能する住宅の確保と供給の促進といたしまして、施策を位置付けているところでございます。具体的には、公営住宅による真に困窮する者への的確な対応として、住宅の困窮状況を踏まえた入居者募集の検討でありますとか、入居管理の厳正化によって対応していくといったものでございます。さらには、公社や UR などの公的賃貸住宅を活用いたしまして、居住の安定確保や、あんしん賃貸支援制度によります、民間賃貸住宅の円滑入居に向けた取組などでございます。

小野寺

今、重層的な住宅セーフティネットということでお話をいただいたので、その中の幾つかについて具体的にお聞きしていきたいと思いますが、高齢者あるいは

障害者の方々が円滑に賃貸住宅を借りられる仕組みとして、今お話がありました、あんしん賃貸支援事業というのがあります。私たちも地元で宅建業者の方々と意見交換などをしておりますと、制度はあるけれども、なかなか保証が受けられなかったり、現実的には難しいところがたくさんあるというお話も伺うんですが、神奈川県は、これまでどの程度実績が上がっているのか、お聞きしたいと思います。また同時に、この制度の中の問題点も併せてお聞かせいただきたいと思います。

住宅計画課長

あんしん賃貸支援事業につきましては、高齢者、障害者、外国人などの入居を拒まない民間賃貸住宅を事前に登録していただきまして、県民の利便に供するとともに不動産の活性化に資する制度でございます。本年 10 月末現在で、高齢者向けの住宅といたしまして 3,575 戸を登録しております。問題点でございますが、本年 3 月に神奈川県居住支援協議会を通じまして、住宅を登録している不動産店に対してアンケートを実施しました。その中で、まず家主が高齢者世帯の入居に対しまして消極的な理由といたしましては、亡くなられたときの心配、居住内での事故の心配、火事の心配などを挙げる方が非常に多くございました。具体の契約に至らない事例といたしまして、家賃の高さでありますとか保証人の確保、こういった問題がほとんどでございました。こうした状況を受けまして、家主側では建物のバリアフリー化、緊急通報など高齢者向けに住宅を改造することや、保証人を不要とするなどの入居条件の引下げですとか、保証会社への加入、さらには連帯保証人とは別の緊急先の確認、こういった工夫をすることによりまして高齢者の入居につなげているという実態でございます。

小野寺

ただいま御説明いただいた 3,575 戸登録というのは分かりました。先ほど私が申し上げたのは、今、保証会社などを使うということもありましたけれども、これがなかなか、すんなりといかないケースも多いというようなことを聞いております。今、登録の戸数は分かりましたけれども、実際に、この制度を使って入居にまで至ったというケースはどの程度あるんでしょうか。

住宅計画課長

実態の数字を把握するというのが、実は、個々の不動産店の動きなものですから、調べることは難しいのですが、そういった中で平成 21 年と 22 年に調査をいたしました。そこで上がってまいりました数字が、平成 21 年で 37 件の契約、それから平成 22 年で 42 件の契約をしたという回答になっております。

小野寺

今の数字をお聞きして、本当にセーフティネットとして、きちんと機能しているのかどうかという心配をするわけですけれども、実際に入居の事務をする宅建業者とか実際の当事者の方々から、より正確な情報を得て、しっかり実効性のあるものにしていただきたいと思います。重層的なセーフティネットというテーマでお聞きしたいと思いますが、県、市町村等の公営住宅施策の連携強化というこ

とが挙げられています。この中に、県営住宅における福祉世帯、これは高齢者、障害者、母子、父子、生活保護などの入居が約7割に達するなど、公営住宅施策が地域住宅福祉施策としての位置付けを強める中で、改めて県と市町村の役割分担を整理するというような記述ですけれども、この役割分担ということについて、これまで市町村とどのような話をされてきたのか。また今後、こういった方向で役割分担をしようとしているのかお伺いしたいと思います。

住宅計画課長

現在、これまでの計画を策定いたしました平成18年度以降、県と政令市におきまして、毎年、担当者または課長レベルの会合を持ちまして、住宅政策に関する情報交換などを行ってきております。これまでの内容といたしましては、例えば保健福祉局が主体となって進めております、買物支援や見守り活動などの取組につきまして、情報交換を行っているというところでございます。

今後につきましては、広域の居住ニーズを担っております県と、それから地域福祉の担い手である市町村ということをベースに、住宅施策と福祉施策との連携について、特に県営住宅における運営の在り方、こういったものを中心にして県、市の役割分担を検討してまいりたいと考えているところでございます。

小野寺

現場で福祉を担う市町村との連携というのは大事だと思いますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

もう一つ、重層的なセーフティネットの実現に向けて、公的賃貸住宅を活用した居住の安定の確保という項目がございます。この公的賃貸住宅というのは恐らくURでありますとか、神奈川県で言えば県の住宅供給公社の住宅というところが主になると思いますが、そうした公的賃貸住宅との連携というのは具体的にどういうことをしようとしているんでしょうか。

住宅計画課長

公営住宅と公的賃貸住宅との連携といたしましては、一つの事例として、古くなった団地の建て替えに当たりまして、市とURとが連携したということがございます。具体的には茅ヶ崎市にあります浜見平団地におきまして、現在、UR賃貸住宅の建て替えが進められておりますが、その中でURが造った住宅を茅ヶ崎市が20年間借上げをいたしまして、市営住宅として提供するものでございます。特に、借上げをした市営住宅の一部につきまして、UR住宅に従前お住まいだった方を優先入居していただく枠を設けているといった取組がございます。こうした連携によりまして、URにとりましては建て替え事業の促進が図れますとともに、市にとりましても借り上げたことによりまして、毎年の経費負担が平準化された中で、公営住宅を供給できるといった、両者にとりまして、また市民にとってもメリットがあるといった取組を行っているところでございます。こうした事例を基に、重層的なセーフティネットの実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

小野寺

今、URと茅ヶ崎市の取組が一例として挙げられましたけれども、例えば県営住宅の倍率が、まだ高い状態が続いているというお話を先ほどいたしました。なかなか抽選に当たらないという場合に、例えば県の住宅供給公社の賃貸住宅で昭和40年代ぐらいに建設された、いわゆる県営住宅と似たような構造の階段室型の中層コンクリート造りといった住宅などを見てもみますと、比較的県営住宅ほどではありませんが、低廉な家賃で入居が可能な物件も一定数あるように思っています。神奈川県において、住宅供給公社との連携ということは、具体的に考えられるのでしょうか。

住宅計画課長

現在、具体的な事例をちょっと把握しておりませんので、先ほどのURの連携、そういったものをベースにして、県の中でも建て替え団地の話等ございますので、今後、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

建築住宅部長

補足させていただきますと、基本的に公社住宅は中堅の勤労者の住宅ということで造ってきたわけでございますけれども、今、御紹介がありましたように、確かに昭和40年代後半に、県がかなり低利融資などをしてきたものですから、今となっては、かなり家賃も低く低所得者の方でも入れるような住宅になってございます。現に私どもの住生活基本計画の中での考え方として、重層的という中には、公社の中にも一定の割合で、そういう方が現にお住まいになっていらっしゃると思います。そして空いたら、やはりそこにそういった方が入ってくるということで、実質的にそういう補完機能を既に持っているという位置付けで考えておりまして、それに対してこれからどういうことを検討するかということについては、今後ということになりますけれども、既にそういう役割を持っているということでございます。

小野寺

なかなか収入に見合った住宅が見付からない。特に今、高齢化が進展していて、前回の委員会の質疑の中でも高齢者の所得のことに言及させていただきましたけれども、年収200万円以下の、高齢者のみの世帯においては、4割を超えているというような時代にあって、低廉な家賃で安心して住める住宅の供給というのは、すごく大事なことだと思いますが、公営住宅が十分に、例えば県営住宅戸数が供給できればいいわけですが、なかなかそういうわけにはいきませんから、できるだけ低廉な家賃の住宅を求める人たちに対して、情報を提供していくというようなこともすごく大事だと思います。一方で、公社は事業ですから、家賃の滞納ですとか、そういったものに対して非常に用心深くなるということは分かります。例えば今、公社の賃貸住宅に入るときの所得の基準のようなものはどのようになっているのか教えていただけますか。

公共住宅課長

公社住宅は県営住宅と違いまして、基本的には中堅勤労者向けということであ

りまして、収入の上限ではなく、いわゆる下限といったものが設定されておりまして、住宅の家賃に応じて段階があるんですが、大体、家賃の4倍程度の収入がある人ということで、先ほど委員の方からお話がございます比較的低廉な家賃、住宅が古くて月額の家賃が5万円程度の例で申し上げますと、20万円の月収が必要ということになっております。ただし、60歳以上の高齢者の方については所得水準が低くなる傾向があるということを経済省も配慮いたしまして、その際には16万円に緩和しているという措置や、所得が8万円であっても一定以上の貯蓄がある高齢者については、月額8万円でも入居を認めていくといった形で対応してございます。

小野寺

先ほどのお話で、いわゆる公営住宅に住めるような方々、そういう所得層の方々も公社には多くお住まいということでありました。やはり、重層的なセーフティネットの一翼を担う存在であることには間違いのないわけですから、公社と連携し、できるだけそういった階層の方々に住みやすい、そういう環境づくりをしていただきたいと思います。

最後に、公営住宅の供給目標量です。10年で5万6,000戸とございますけれども、新規建設、建て替え、空き家募集を合わせた数ということですが、その数値の内訳を教えてください。

住宅計画課長

公営住宅の供給目標量につきましては、現在、国と協議中でございますので、今後、修正される場合もある未確定の数字でございますけれども、平成23年度から平成32年度までの10年間の合計で5万6,000戸と算出しております。この内訳といたしまして、新規建設が400戸、建て替えが4,200戸、既存住宅の空き家募集が残りの5万1,400戸であります。

小野寺

今回の改定素案は、神奈川県に住生活についての様々な課題認識がちりばめられていて、その一つ一つは的確かつ明確なものであると思います。問題は具体的な対策、施策ということになるわけですが、例えば住宅の質の問題、冒頭に申し上げた空き家の対策、そして何よりも居住の安心を図っていく、居住福祉という観点からのセーフティネットの構築、こういった重要な課題がたくさん盛り込まれておりますので、しっかりとこれから市町村あるいは関係団体、もちろん県民の御意見もしっかりと取り入れて、良い計画にしていきたいと思えます。現行計画を見ても、掲げられてはいるんですけども、実際には進んでいないというものもあると思えます。子育て世帯が狭い家に住み、一人、二人暮らしになった高齢者が広い家に住むといった mismatches の解消ということもありますけれども、なかなかこれも難しいし、例えば今回の公営住宅におけるグループホームの推進というのも掲げられておりますけれども、具体的には、なかなか困難というような御説明もいただいております。様々な幅広い施策が中に掲げられておりますけれども、実際に実現可能なこと、その辺りの選択と集中といったこともしつ

かり考えながら、より実効性のある計画にさせていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、今回、請願が出ております道路と鉄道の立体交差における費用対効果についてお伺いしたいと思います。

道路と鉄道の立体交差方式というのは、地形の状況あるいは地域の状況等様々な条件を勘案して決められるものだと思います。今回の請願に関わる大和市の事例では、本年5月に提言書というものが取りまとめられて、一般に公表されているという状況であります。大和市内の県道45号丸子中山茅ヶ崎線と小田急江ノ島線との交差箇所では、駅が大変近いということから、まちづくりへの効果というものも期待されていると認識しています。ついては、今回示された提言書の内容や考え方について詳しく伺っていきたいと思います。

まず、提言が出された個所について、現在どのような状況になっているのかお伺いします。

道路整備課長

まず、県道丸子中山茅ヶ崎線でございますが、横浜市内は現在4車線で整備が完了してございます。これに対しまして、大和市内に入りますと2車線ということで、幅は狭くなる分、交通渋滞が発生しているということで、現在、横浜市境から大和市内の国道467号までの区間、1キロメートルの区間でございますけれども、4車線化整備の事業を進めておりまして、平成28年度を目途に事業を行っているところでございます。今回、提言が出されたという箇所でございますけれども、事業区間の西側に続く箇所でございます。県道と小田急江ノ島線が踏切で交差している箇所ということで、踏切の交通量は1日約1万2,000台でございますので、非常に渋滞しているということでございます。このため、現在4車線化を進めている事業の区間に続いて、立体交差事業を行うということを考えておりますけれども、現在のところ、かながわのみちづくり計画には位置付けられておりません、事業化よりも前の段階というところでございます。

小野寺

今、事業化の前の段階というお話だったんですが、そういった状況の中で、なぜ今回この提言書を取りまとめたのか。その目的ですとか提言書を取りまとめた検討組織、これはどういうものなのかお伺いしたいと思います。

道路整備課長

まず1点目でございますが、提言書を取りまとめた目的ということでございます。先ほど委員からもお話がありましたように、この踏切の交差箇所は小田急線の駅の桜ヶ丘駅でございますけれども、ここまでの距離が約200メートルしかないということで、立体交差事業はこの地区の、まちづくりに大きく影響するであろうということで、計画の柔らかな段階から市民の方々に呼び掛けを行いまして、まちづくりや交通に関する専門家の方々にも参画していただいて、鉄道交差箇所の望ましい整理の在り方について検討するというを目的にして行っているものでございます。

次に、検討組織でございますけれども、検討組織は事務局として県と大和市が行っておりまして、平成 21 年 4 月に学識経験者を中心とした検討委員会を立ち上げまして、地元関係者や大和市民の方々を中心とする意見交換会、市民討議会の組織も設置いたしまして、幅広く御意見を頂きながら検討を行ってまいりました。そして本年 5 月に、検討委員会が提言書を取りまとめたというものでございます。

小野寺
今回、立体交差方式の選定過程の中で、一番大きな課題となっている費用対効果、いわゆる B/C というものが算定されているわけですが、この事業における B/C の算定方法というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

道路整備課長

B/C いわゆる費用便益比ということで呼んでおりますけれども、事業の効果を金銭に置き換えて、その妥当性を評価するというための指標でございます。検討委員会では、この B/C の算定については客観的に把握が可能であること、それから十分な精度で計測が可能であること、それから金銭表現が可能であること、こうした理由から国土交通省が出しております費用便益分析マニュアルに基づいて算定しております。

具体的な算定方法ですが、まず B/C の分母に当たる C の部分は費用ということでございます。これについては、現時点におけるデータに基づいて立体交差事業の事業に要する費用、関連道路整備に要する費用、その道路の維持管理に要する費用の三つを合算しております。それで費用である C という分母の数字を出しております。

それから次に、B/C の分子に当たる B、いわゆる便益の部分でございますけれども、これについては旅客の移動時間がどれだけ短縮されるのか、人身事故などの交通事故がどれだけ減少するのか、それからガソリンなどの、いわゆる走行経費がどれだけ減少するのかという便益を合算して分子に当たる B に置いております。

小野寺

C の方は、おのずと明確になっていくものだと思いますが、B の考え方である便益の方ですが、確かに今の御説明ですと明確に数値化できるものということに限られているように思いました。例えば環境への影響ですとか、まちづくりへの効果といったものは考慮されているのでしょうか。

道路整備課長

B/C ということでまず申し上げますと、今回の検討委員会では国のマニュアルに基づいて B/C を算出しておりますので、客観的な貨幣換算を行えないという理由から、まちづくりとか環境などの効果については B/C の便益の中には含めておりません。県といたしましても、事業費が、ばく大な事業であるということで、国の予算を活用してこの事業をやりたいと思っておりますので、費用便益比の算出に当たっては国のマニュアルに沿って算出をする必要があると考えてお

ります。他県におきましても、連続立体交差事業においては、このマニュアルに沿って算定をしているという状況でございます。しかしながら、委員お話しのように、まちづくりとか環境への効果というのは非常に重要な要素だと私どもも受け止めておりまして、国のマニュアルに基づけばB/Cの中には入りませんが、事業実施上の、まちづくりへの効果とか課題については、定性的に評価をすることが重要だと考えております。そういうことから、今回の提言においても、仮にB/Cだけの評価で提言を頂くのであれば、道路だけを地下に通すという道路地下方式が最も望ましいとするところがございますけれども、まちづくりの効果に比べると定性的な観点を重視いたしまして、今回の提言においては、最終的には効果も総合的に判断して、鉄道を上に上げる、いわゆる鉄道高架方式という方式を選んでおります。

小野寺

国のマニュアルに基づいて算定をしたということでありまして、それなりに今の御説明ですと、言葉は適切ではないかもしれませんが、一番安上がりなのは道路を下に通すことだけれども、様々な、まちづくりや環境といったことを考慮して、鉄道を上に持ち上げるというようなことにしたという御説明になるかと思っておりますけれども、今回の請願の内容を見ると、鉄道を地下に潜らせられないかというような要望が入っているわけですが、いわゆる貨幣換算できることばかりで公共事業をやっていくと、私もこれまで委員会でも様々議論をさせていただきまして、本会議でも取り上げさせていただいてきた、例えば景観というような問題も、ほとんど考慮されないような、そういう、まちづくりが進んでいってしまうのではないかという危惧を持っているわけです。そういう環境ですとか、まちのにぎわいですとか、景観ですとか、そういった効果をしつかりと評価すべきではないかと私自身は考えています。言い換えれば、貨幣換算できない効果こそ、事業を評価する上で非常に重要ではないのかと認識しているわけです。先ほども御説明がありましたけれども、今、私が申し上げた環境への影響、景観、そして市街地ですから全国一律のB/Cの国が定めたマニュアルがあるとおっしゃいましたけれども、でもこれは、田舎と言ったら語弊があるかもしれませんが、そういった地域なのか市街地なのかによっても考え方が変わってくると思っておりますし、まちのにぎわいですとか住環境ですとか貨幣換算できない効果については、今回はどういうふうに評価したのかを伺いたいと思います。

道路整備課長

例えば環境への影響とか、まちづくりの効果という点でございますけれども、まず具体的には環境への影響、例えば騒音、振動や日照といった問題ですけれども、各種法律や指針で規制値が示されておりますので、それを満足するかどうかというのをまず確認しております。それから景観や眺望等につきましても、この地域での都市計画の制限とか現在の町並みなどを確認するとともに、先ほど来から、この事業をやっていくに当たって必要だと申し上げております、今後の、まちづくりの中でも判断をしまして、事業による影響だけで景観や眺望というもの

が判断できるものではないということで、まちの発展の中でも考えていくべきものだとして委員会の専門家の方々には御判断をいただいております。また、まちづくりの効果につきましては、意見交換会や市民討議会の方で出された意見の中でも、東西地域の一体化を図りたいとか、それから、まちのにぎわいを持たせたいというような御意見を頂いております。そういう中で、今回、私どもが立体交差方式で検討している方式が、それを満足できるのかどうか、実現可能なのかどうかというのを一つずつ判断いたしまして、鉄道高架方式でも皆さんがおっしゃっているような、東西地域の一体化などが満足できるだろうということで判断をしております。委員会の中ではB/Cということで、国のマニュアルということに基づいていただいておりますが、今回は定量的な評価ということだけでなく、今申し上げたような定性的な観点につきましても、技術的、専門的な学識者の方々から、一般的な立場からの方々の御意見を頂きながら提言書を取りまとめたというものでございます。

小野寺

今の御説明で環境への影響あるいは、まちづくりへの効果といったものは貨幣換算ができないから、B/Cの算定以外で評価を行っているということでございました。それは理解いたしました。ただ、評価は本当に的確なのかどうか。過小評価、あるいは過大評価となっていないのかといったことも含めて、分かりやすい評価をするということに努めるというのは大変重要だと思っておりますし、また地域住民の皆さんとの合意形成の過程においても、大変重要なファクターになってくるだろうと思っております。

そこで、現在は提言書が取りまとめられたという状況でありますけれども、今後、県として、この事業を実施するために、どのように地元調整を進めていこうとしているのか伺いたいと思っております。

道路整備課長

今回の検討を契機にいたしまして、駅周辺の、まちづくりに関する機運が高まったということは、我々にとりましては大変に有意義なことだと認識しております。委員お話しのように、今後、事業を円滑に進めていくためには、何よりも地域の皆様方の合意形成が大変重要であると、私どもも強く受け止めているところでございます。今回、提言書を取りまとめるに当たりまして、騒音、振動、日照それから景観、眺望というような環境面を危惧される御意見というものを頂いております。今後とも事業化に向けては更に私どもの方としてもきちんと検討を進めさせていただいて、環境面に対していろいろ御心配をされている方々にも丁寧に説明ができるように、事業に御理解をいただけるような努力を続けていくことが必要だと考えております。今後、我々は行政として交差方式の決定、それから事業計画を策定して都市計画を決定していくというプロセスを踏みながら、事業に結び付けていくということになりますけれども、引き続き地域の皆様、それから市民の皆様や県民の皆様に、こういう大きなプロジェクトをやるということについて御理解をいただけるように、私ども県だけでなく地元の和泉市さんと

もに、まちづくりについて御理解をいただきながら、この地域の道路整備によって渋滞解消が図れるというのが、本来の道路整備としての役割でございますので、地域の発展とうまく連携させながら、この事業を進めていきたいと思っております。

小野寺

この事業は踏切の渋滞解消とか、円滑な道路交通を図るという道路事業であることは間違いないわけですが、同時に、まちづくりへの効果というものが大変期待される事業であると思っております。今、るる御説明いただいて、現在の国のマニュアルに基づいてB/Cの算定をする以外にないわけですから、貨幣換算ができない効果というものを反映するというのは難しいんだというのは一定の理解をいたしましたけれども、先ほど申し上げたように、貨幣換算できない効果というものが、実は、まちづくりにとっては非常に重要なんだということを、まず我々もそうですけれども、行政の側の頭を切り替えなければいけないのではないかと考えています。本当に日本のまちづくりは、清潔ではあるけれども世界一に無秩序で醜悪だというような悪評ももらっているまちづくりを、転換し良質な国民の共有財産や県民の共有財産を形成していく。社会資本を整備していく上では、本当に我々も頭を切り替えなければいけないのではないかと考えています。これから県として立体交差方式を正式に決定していくということなんだと思いませんけれども、今、課長の御説明がありましたけれども、地域住民の方々の、まちづくりへの期待あるいは不安、そういったものに対してしっかりと分かりやすく、今、私が申し上げた様々な要素について県としてどういう評価をしているのかということをお示ししながら、事業化に向けてあくまでも丁寧に進めていただきたいと要望いたしましたので、この質問は終わります。

最後に、津波対策について2点お伺いしたいと思っております。

先般の本委員会での質疑の中でも、海岸堤防等の粘り強い構造の基本的な考え方について御説明いただいたり、様々な質疑があったわけですが、ハードとソフトを合わせた津波対策を進める上で、非常に重要な取組だと思っておりますので、もう少し詳しく伺いたいと思っております。実際に、津波をどれくらいの規模で想定して、実際にそういったものを造っていくのかということについても、確定要素があると思っております。国から示された、いわゆる粘り強い構造の検討経緯あるいは内容について、少々詳しく教えてください。

砂防海岸課長

国は東日本大震災により甚大な被害を受けました地域の、海岸堤防などの復旧が速やかに進むよう、学識経験者を含む海岸における津波対策検討委員会というのを立ち上げまして、11月に復旧に関する基本的な考え方というのを提言として取りまとめたものでございます。検討に当たりましては、国は、東日本大震災における被災された青森から千葉県、そういう津波の高さや海岸堤防などの被災状況を調査いたしましたので、被災の形態、特徴を整理いたしました結果として、提言で粘り強い構造物の基本的な考え方が示されたというものでございます。内容と

しては、3点大きな考え方がありまして、一つは堤防を越えても、のり尻が壊れないような対策を講じること、それから2点目としては堤防の天端、それから海側、陸側の被覆が壊れないように、流出したり中の堤体の土砂が吸い出さないようにする、それから3点目として堤防天端の波返し工、これが倒壊あるいは壊れないようにするという3点が、粘り強く効果を発揮する、より良い海岸堤防等の構造として国が提言をしたものでございます。

小野寺

今、3点の考え方をお聞きしましたけれども、それ以外の要素というのはいないのでしょうか。

砂防海岸課長

その提言では、先ほど御説明した3点の他に、今後、引き続き検討を進めるべき工法として幾つか提案されております。その一つとして、海岸の堤防の天端幅自体を大きくするというところでございます。この場合は、中に詰めてあります土砂に空気が含まれており、水圧で浮力が生じますので、今後、揚圧力に対する検討というものがが必要です。それから、引き波に対しても検討をするべきということも提言されております。具体には引き波は地形等の条件で低いところ、水が集まりやすいところから引いていくわけでございますので、引き波の特性に合わせた対策というのでも検討するということが必要でございます。例えば、引き波のときに堤防があって、海側に消波ブロック等が置いてあることが多いと思いますが、そういうのが引き波の時に掘られるのを防止する効果もあるということも含めて、引き続き検討する必要があると提言されております。今後、私どもの方でも海岸保全施設の整備をしていくわけですが、国の検討状況を注視しながら粘り強い構造物に取り組んでまいります。

小野寺

津波対策というのは言うまでもなく、現在、神奈川県のお喫緊の課題であると思っております。これまでも御説明いただいたように、想定し得る最大クラスの津波を施設によって完全に防ぎ、被害から守るとするのは困難であると思っておりますけれども、壊れにくい構造とすることによって浸水までの時間を遅らせる、あるいは避難する時間をしっかりと確保するという効果や浸水被害を軽減する効果などが期待できると思っておりますので、今後、堤防等の整備に当たっては、いわゆる粘り強い構造へしっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望しまして私の質問は終わります。